






## 有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」等)の規制について

埼玉県では、埼玉県青少年健全育成条例により、いわゆる「JKビジネス」を「有害役務営業」と規定し、18歳未満の青少年を働かせることや勧誘すること等を禁止しています。

### 有害役務営業とは（第3条第11号）

店舗型有害役務営業、無店舗型有害役務営業をいいます。

| リフレ                                                                                | 見学・撮影                                                                              | コミュ・お散歩                                                                            | カフェ・ガールズバー<br>ガールズ居酒屋                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |                                              |
| 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業（マッサージや添い寝など）                                           | 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業（マジックミラー越しに覗き見など）                                            | 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業（会話の相手、屋外でのデート、お手伝いなど）                               | 客に飲食をさせる営業で、水着や下着、学校の制服や体操着などを着用して異性の客に接するもの                                                                                    |
|                                                                                    |                                                                                    |                                                                                    | <br>客に飲食をさせる営業で「女子高校生」、「JK」などを店名、広告に使用しているもの |

### ○ 店舗型有害役務営業（第3条第12号）

店舗を設けて役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、次に掲げるもの（※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を除く）

- イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業（いわゆるリフレ）
- ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業（いわゆる見学、撮影）
- ハ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業（いわゆるコミュ、お散歩）
- ニ 客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの（ガールズバー、ガールズ居酒屋、カフェ）



- (1) 客に接する業務に従事する者が性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの（水着、下着）
- (2) 青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを客に接する業務に従事する者が着用するもの（制服、運動服）
- (3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業を行う場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

次ページへ

○ 上記(3)に規定する文字、数字その他の記号は、別表のとおり

別表

JK、十五歳、十六歳、十七歳、十八歳、高一、高二、高三、高校一年生、高校二年生、高校三年生、こども、インターハイ、ジャージ、スクール、スクール水着、スク水、セーラー服、ティーン、テスト、ブルマ、ブレザー、ランドセル、乙女、女の子、開校、課外、学院、学園、学生、学生服、学年、学校、家庭科、教育実習生、教師、教室、現役、高校、高校生、校則、公立、黒板、在校生、児童、授業、授業料、出席表、出席簿、少女、女子校生、女子高生、私立、新学期、新入生、生徒、制服、先生、全日制、卒業、体育祭、体操着、体操服、担任、中学生、通学路、転校生、同級生、当校、登校、特待生、日直、入学、部員、部活、部活動、放課後、娘、優等生

※ 平仮名、片仮名、漢字、アラビア数字又はローマ字の表示又は当て字によって呼称が同一となるものを含む

○ 上記(3)に規定映像、写真又は絵は、制服若しくは運動服又はこれらを着用する人の姿態を表すものとする。

## ○ 無店舗型有害役務営業（第3条第13号）

人を派遣して役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、次に掲げるもの（※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を除く）

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業（いわゆるリフレ）

ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業（いわゆる見学、撮影）

ハ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業（いわゆるコミュ、お散歩）

## 有害役務営業に係る禁止行為等

違反すると、措置命令、罰則等が適用されます。

### ○ 有害役務営業の禁止行為

#### 《店舗型有害役務営業の禁止行為》（第17条の4第1項）

1 青少年を客に接する業務に従事させること。

【罰則】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

【罰則】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### 《無店舗型有害役務営業の禁止行為》（第17条の4第2項）

1 青少年を客に接する業務に従事させること。

【罰則】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 青少年を受付所に客として立ち入らせること。

【罰則】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 青少年を客とすること。

【違反した場合は知事による中止命令等を行う】

## ○ 何人に対しても禁止する行為

### 《勧誘行為等の禁止》（第17条の5）

- 1 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。  
【罰則】30万円以下の罰金
- 2 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。  
【罰則】30万円以下の罰金
- 3 青少年に対し、有害役務営業に係る広告又は宣伝の用に供される文書、図画その他の物（宣伝文書等）を頒布すること。  
【違反した場合は知事による中止命令等を行う】
- 4 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。  
【罰則】30万円以下の罰金
- 5 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。  
【罰則】30万円以下の罰金
- 6 宣伝文書等を青少年に頒布させること。  
【罰則】30万円以下の罰金

## ○ 有害役務営業者の義務

### 《青少年の立入禁止表示等》（第17条の6）

- 1 有害役務営業者は、営業所若しくは受付所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁止する旨の表示をしなければならない。  
【罰則】10万円以下の罰金
- 2 有害役務営業者は、当該有害役務営業について広告、宣伝するときは、次の区分に従い、下記事項を明らかにしなければならない。
  - (1) 店舗型有害役務営業  
営業所への青少年の立入りを禁止する旨
  - (2) 無店舗型有害役務営業  
青少年が客となることを禁止する旨及び受付所を設けて営む営業にあっては、受付所への青少年の立入りを禁止する旨【罰則】10万円以下の罰金

### 《有害役務営業に係る従業者名簿》（第17条の7）

有害役務営業者は、従業者の氏名、生年月日及び住所等を記載した従業者名簿を備え付けなければならない。

#### 《設置する場所》

- (1) 店舗型有害役務営業 営業所
- (2) 無店舗型有害役務営業 事務所（事務所のない者にあつては住所）

#### 《備えておかなければならない期間》

有害役務営業に従事する者が退職した日から起算して3年を経過するまで

#### 《記載する内容》

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 雇入れの年月日
- (6) 従事する業務の内容
- (7) 退職（死亡を含む）をした年月日

【罰則】名簿を備えず、又は必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合は、20万円以下の罰金

## 営業停止命令等

### ○ 有害役務営業者に対する命令（第17条の8）

- 1 知事は、有害役務営業者等が禁止事項に違反したときは、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 知事は、有害役務営業者が当該中止その他是正措置命令に違反した場合は、6月を超えない範囲内で営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
【罰則】営業停止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 3 知事は、当該命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

## その他

### ○ 立入調査（第26条）

知事は、指定する職員に、有害役務営業の営業所等に対し立ち入り、調査、質問、資料提出をさせることができます。立入調査の妨害等をした場合は、罰則が適用されます。

【罰則】立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して答えず、若しくは虚偽の回答をした場合、20万円以下の罰金

### ○ 年齢知情（第31条）

青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることはできません。

### ○ 両罰規定（第32条）

法人の代表者や使用者その他従業員が、業務に関して違反行為をしたときは、違反行為者のほか、その法人や雇用主に対しても同様の罰金刑を適用します。

埼玉県青少年健全育成条例のお問い合わせは

埼玉県 県民生活部 青少年課

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目 15番 1号

TEL 048(830)2904 FAX 048(830)4754

